

## 平成26年度 高エネルギー加速器研究機構大学等連携支援事業公募要項

### 1. 大学等連携支援事業の目的

本事業は、大学等が実施する加速器科学に係る教育研究等について、本機構の持つ加速器技術等を有効に活用して連携支援を行うことにより、内容がより充実し、効果的なものになることを目的とする。

### 2. 事業方針

(1) 大学等が実施する加速器科学に係る教育研究等に係る以下のような事業のうち、本機構の資金的、技術的能力の範囲内で実現可能な事業について連携支援する。

- ・ 大学等における加速器の建設、加速器の性能向上への支援
- ・ 大学等の加速器の利用技術の支援、利用促進
- ・ 研修、講習会等の開催
- ・ 大学院教育に関する連携・支援
- ・ 学部学生への授業、実習協力（加速器インターンシップ等）

(2) 本機構が連携支援することで、大学等で実施される事業が我が国の加速器科学の発展にさらに寄与することを期待しているため、大学等として実施を決定又は決定予定の事業を対象とする。

(3) 単なる科学研究費補助金の補完のような事業については対象外とする。

### 3. 支援内容

大学等と本機構の連携を前提として、人的協力、事業に必要な経費（物品費、旅費、謝金等）、その他本機構の保有する技術、特許の利用、現在利用していない装置の有効利用（含む移転費）等について支援する。

※ 単に経費のみの負担及び人件費（謝金での短期アルバイトを除く）、施設・大型設備整備に係る経費負担は支援対象としません。

### 4. 平成26年度予算額

平成26年度予算成立を前提に公募しますので、予算の成立状況によっては本年度の実施額と比べて事業規模が異なることに留意願います。

### 5. 事業期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日

### 6. 申請方法及び留意点

「企画提案書」を作成の上、電子メール（shienjigyo@mail.kek.jp）にて提出してください。提案にあたっては、下記のこと留意願います。

(1) 「企画提案書」の作成にあたっては、事前に本機構の関係教員等と協議し、必ず大学等連携支援事業参加の意思確認を行ってください。

(具体的な関係教員等が不明の場合には、下記問合せ先にお尋ねください。)

- (2) 大学等連携支援事業は、本機構の教員と大学等の研究者等が共同して本研究機構の装置等の設計・開発に関して研究を行う「共同開発研究」とは異なります。
- (3) 大学等連携支援事業は、個々の研究者のテーマではなく大学等が企画・実施する事業に対して支援するものであるため、学長名等による送り状を添えて事業の提案を行ってください。送り状の様式は指定しませんが、必ず大学等の事務担当者を通じて提出してください。
- (4) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日 文部科学大臣決定)に挙げられる不正等により、国が実施する競争的資金へ応募が中止になっている方は本事業への申請はできません。

## 7. 提出期限

平成26年2月7日(金) 必着

## 8. 選考及び審査方法

提案事業の採否は、本機構に設置された加速器科学総合支援事業検討会の審査を経て、機構長が決定します。

- (1) 一次審査で「企画提案書」の書類審査、二次審査でヒアリング審査を行いません。
- (2) ヒアリング審査の詳細は別途通知します。

## 9. 採否の連絡等

- (1) 提案事業の採否については、事務担当者および事業提案者に通知します。
- (2) 採択された事業については、採択決定通知と共に送付する「実施計画書」を作成のうえ提出してください。提出された「実施計画書」の内容を確認したうえで、契約書を締結します。
- (3) 本機構から支援する事業費の支払い手続きについては、契約書を締結後、別途経理担当者から連絡します。

## 10. 進捗状況調査

本事業では、事業期間中に進捗状況調査を行います。

進捗状況調査の内容、方法、時期等の詳細については、別途採択事業提案者に通知します。

## 11. 成果報告及び成果公表について

- (1) 本事業終了後、30日以内に「事業実施報告書」を提出していただきます。
- (2) 研究成果を公表するときは、その論文、報告書等に本機構の大学等連携支援事業で支援を受けた旨を明記してください。

## 英文表記

Comprehensive Support Program for Accelerator Sciences : 加速器科学総合支援事業

Cooperative and Supporting Program for Researches and Educations in Universities :

大学等連携支援事業

## 1 2. 成果報告会

進捗状況及び成果報告については、必要に応じて秋頃開催の成果報告会にて報告していただく事もあります。

## 1 3. 大学等連携支援事業スケジュール（予定）

2月7日（金）	企画提案書提出締切
2月中	加速器科学総合支援事業検討会
3月中	ヒアリング審査 提案事業の採否の決定
4月1日（火）	採択事業契約、事業開始
10月頃	進捗状況調査
平成27年4月30日	事業実施報告書提出最終締切

## 1 4. 提出書類等

本事業に必要な書類は、以下のURLからダウンロードして作成願います。

<http://www.kek.jp/ja/ForResearcher/SupportProgram/>

## 1 5. 申請書提出先及び問合せ先

〒305-0801 茨城県つくば市大穂1-1

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構

研究協力部研究協力課研究協力係

TEL：029-864-5129

E-mail：shienjigyo@mail.kek.jp

大学等連携支援事業企画提案書（新規・継続）

大 学 名	
-------	--

(事業名)
-------

(事業責任者・所属・職・氏名・電話・メールアドレス)  (KEK担当教職員所属・職・氏名)
---

連絡先：事務担当部局・係	氏 名	電話    F A X    メールアドレス

(事業概要)：300字程度で記述してください。
-------------------------

(事業の意義)：研究・教育上期待するところ、学術的・社会的意義や波及効果、等について記述してください。

(支援の必要性)

(連携・支援内容)：必要に応じKEKとの相談状況等について記述してください。

(全体計画) : 複数年にまたがる事業の場合に記載してください。  
全体計画における本年度の事業の位置付けが分かるように記載してください。

(これまでの成果) : 継続課題の場合には、記入してください。

(実行計画)：できるだけ具体的に、また、経費の内訳との関連についても記載してください。

(競争的資金獲得状況)：この課題に関連する競争的資金申請・獲得状況を記載してください

(経費内訳) : 今回申請分の経費について内訳を記載してください。

物品費とその他については、別紙に経費詳細を記載してください。

	経費	物品費	旅費	謝金等	その他	合計
		千円	千円	千円	千円	千円
大学負担分	施設設備の活用、人材の提供等					
K E K 負担希望分	経費	物品費	旅費	謝金等	その他	合計
		千円	千円	千円	千円	千円
	施設設備の活用、人材の提供等					

事業費合計 円

(これまでの経費) : 継続課題の場合には、これまでの大学負担分、K E K負担分について記入してください。





K E K 負担分	物品費（50万円以上の経費について記載してください）			
	品名等	数量	単価	合計金額
			計	
その他（50万円以上の経費について記載してください）				
品名等	数量	単価	合計金額	
		計		

【参考：契約書様式】

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構と  
国立大学法人〇〇大学との間の連携・支援に関する契約書

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構（以下「甲」という。）と国立大学法人〇〇大学（以下「乙」という。）は、加速器科学総合支援事業における大学等連携支援事業（以下「本事業」という。）に関し、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 この契約は、甲及び乙が本事業の連携・支援によって、加速器科学の発展に寄与することを目的とする。

（事業名）

第2条 本事業の名称は、「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」とする。

（契約期間）

第3条 本事業の契約期間は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までとする。

（経費の分担及び経理）

第4条 本事業における甲及び乙の経費分担は、大学等連携支援事業実施計画書に記載された金額によるものとする。

2 甲の分担する経費については、別に通知する「大学等連携支援事業に係る経理実施マニュアル（以下「マニュアル」という。）」に基づき、乙において処理するものとする。

3 乙は、前項の経費について、マニュアルに基づき甲に対し決算報告を行うものとする。

（進捗状況調査）

第5条 甲は乙に対し、本事業の進捗状況調査を実施する。

2 進捗状況調査の内容、方法、時期等の詳細は、別途指示する。

（実施報告書）

第6条 乙は、実施報告書を作成し、平成27年4月30日までに甲に提出するものと

する。

(購入物品の取扱い)

第7条 本事業において、甲の分担する経費により取得した物品は甲の所有物であり、当該物品の乙に対する貸与・譲渡等の手続きはマニュアルに基づき行うものとする。

(施設等の利用)

第8条 甲及び乙は、本事業を遂行するために必要と認めるときは、それぞれの施設・設備を無償で利用することができる。ただし、利用に際しては、善良な管理者の注意をもってそれぞれの施設・設備を利用するものとする。

(機器の持込み)

第9条 甲及び乙は、本事業を遂行するために必要と認めるときは、それぞれ所有の機器を甲又は乙の定める手続きを経て相手方の施設に持ち込むことができるものとする。

2 前項の規定に基づく機器の管理責任は、機器の所有者が負う。

(機器の譲渡・貸付)

第10条 甲は、本事業実施のために甲が必要と認めた機器又は、甲において不用となった機器を乙に無償で譲渡又は貸付することができるものとする。

(知的財産権の出願等)

第11条 甲又は乙は、甲又は乙に属する教員等が、本事業の実施に伴い独自に発明等を行い、当該発明等に係る特許出願等を行おうとするときは、当該発明等を独自に行ったことについて、あらかじめ相手方の同意を得るものとする。

2 甲及び乙は、甲又は乙に属する教員等が、本事業の実施に伴い共同して発明等を行った場合の当該発明等に係る特許出願等の取扱いについては、その都度、甲、乙協議するものとする。

(賠償責任)

第12条 本事業の実施に伴い発生した事故等については、相手方の故意又は重大な過失によるものを除き、原則として、甲乙相互に損害賠償請求権を放棄するものとする。

2 本事業の実施に伴い故意又は過失により、第三者に損害を及ぼしたときは、その損害の発生の帰責性に基づき、甲又は乙又は各々の負担とする。

(成果の公表)

第13条 本事業における成果は、原則として公表するものとする。ただし、公表の時期・方法について、必要と認めるときは、甲、乙協議の上、特許権等の取得の妨げにならない範囲において、適切に定めるものとする。

(契約期間満了後の措置)

第14条 契約期間満了後においても、第11条から第13条の規定は、その効力を有するものとし、その終了時期については、甲、乙協議の上、定める。

(協議)

第15条 この契約に定める事項を変更し、若しくはこの契約に定めていない事項について定めようとするとき又はこの契約の解釈に疑義が生じたときは、甲、乙協議の上処理するものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保有するものとする。

平成26年 4月 1日

(甲) 茨城県つくば市大穂1-1  
大学共同利用機関法人  
高エネルギー加速器研究機構長  
鈴木 厚 人

(乙) ○○県○○○市○○○ ○-○  
国立大学法人 ○○大学長  
○ ○ ○ ○